

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

路 線 名	二百五十四号
供用開始の区間	東松山市大字新郷三五番三地先 から同市大字新郷一七八番七地 先まで
供用開始の期日	平成二十九年三月二十八日
備 考	平成二十九年三月二十八日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第五号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長三四・〇〇 メートル。